

## 新潟市障がい者雇用企業認定事業（みつばち企業認定制度）

### 1. 目的

新潟市内で障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業を認定し、その取り組み等を広く発信することで、市民及び企業の障がい者雇用に対する理解を深め、市内企業の障がい者雇用を促進する。

### 2. 名称

平成26年2月に障がい者雇用に取り組む企業のネットワーク「新潟市障がい者雇用支援企業ネットワークみつばち」を結成した。

みつばちは、

- ・1つ1つ小さな体でも協力することで大きな成果(蜜)を得る。
- ・みつばちは蜜を見つけるとみつばちダンスをして仲間を呼ぶ。

→各企業・団体がみつばちのように協力をし、障がい者雇用のネットワークを広げ、仲間を増やし、障がい者雇用の理解と促進を図る。

参加企業 27団体(H26.9.8 現在)

### 3. 背景

- ・従業員数50人未満の中小企業や、県外本社の企業でも積極的に障がい者の実習受入や雇用をしているところもある。
- ・平成25年6月1日現在、新潟県内企業の障がい者実雇用率は1.65%で、全国第46位。(全国の実雇用率は1.76%)
- ・法定雇用率達成企業の割合は44.7%で全国第38位。
- ・従業員数50～100人規模の企業は障がい者雇用率が低い。

### 4. 実施内容

(1)実施主体(共同主催事業)

- ・新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”
- ・新潟市

※後援 新潟県中小企業家同友会障がい福祉研究部会  
にいがたパイロットクラブ

## (2) 認定基準

項目	内容	努力賞
①障がい者への理解	実習等の受入れ実績の有無	
②障がい者雇用への積極性	雇用率 2.0%を達成	前年度比1名以上増
③雇用の継続・維持	3年以上雇用(経過措置有)	1年以上雇用

※1 本社算定する国制度と異なり、店舗、支店等の単位で認定。

※2 年度ごとに認定(更新申請が必要)

※3 ③の経過措置・・・3年以上を、H26、27年度は1年以上、H28年度は2年以上とする。

## (3) 認定方法

障がい者雇用推進に必要な(2)の認定基準に照らし、基準に合致した企業に市が1～3の認定を行う。企業は、認定数に応じて贈られるみつばちのシールを、プレートに貼付し、店舗等に掲示する。

## (4) 実施方法

- ・本事業の実施内容については、要綱に定める。
- ・本事業は、業務の一部を新潟市障がい者就業支援センターへ委託して実施する。
- ・新規申請の際、企業はプレート代金として2千円を上記委託先へ支払う。

## 5. スケジュール

9月19日 市長記者会見

9月21日 「市報にいがた」に掲載

10月1日 制度開始

10月11日 Teny「いきいき新潟」にて放送

※次年度以降に、全ての基準を達成した企業から特に優れた企業を選定し、市が表彰する制度を検討。



掲示用プレート

# みつばち企業認定制度 はじめました♪

2014年  
10月1日～

障がい者雇用の  
促進に一役  
かいませんか？



← 認定シールの1つです。

新潟市と新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」は、障がい者雇用を積極的に取り組んでいる企業を認定し、その取り組みを広く発信することで、障がい者雇用に対する理解を深めてもらい、障がい者雇用を促進する目的で、新潟市障がい者雇用企業認定制度（みつばち企業認定制度）を始めました。

## ★ 参加企業募集します！！ ★

対象企業は、下記基準のいずれか1つ以上に該当する企業です。

項目	内容	努力賞
① 障がい者への理解	実習等の受入れ実績がある。	
② 障がい者雇用への積極性	雇用率2.0%を達成。	前年度比1名以上増加。
③ 雇用の継続・維持	3年以上雇用（H26、27年度は1年以上）している者がいる。	1年以上雇用している。

※登録料：2,000円

※認定された企業には、右の掲示用プレートを配布します。  
また、市のホームページ、刊行物等で周知します。



↑ 掲示用プレート

お問合せ先 新潟市障がい福祉課就労支援係  
新潟市障がい者就業支援センターこあサポート

025 226) 1249  
025 256) 8821